

## ◇ 令和6年度しゅうなん元気活動支援事業（第2期）助成金交付事業実施要項 ◇

周南市内で活動する市民活動団体の自主的な活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民活動の促進を図り、もって市民主体の活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付事業を行います。

### ◆ 定義

この事業でいう「市民活動」とは、

市民の自主的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持・発展を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

この事業でいう「市民活動団体」とは、

市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する事を主たる目的とするものでないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ④ 営利を目的とするものでないこと。

### ◆ 対象事業

令和6年8月1日から令和7年3月31日の期間に周南市内で実施される次の事業が対象となります。

市民活動団体が活動の第一歩として新たに行う事業、または新たな展開を図ろうとする事業であって、地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業。

※ 国又は地方公共団体から他制度による補助、助成又は委託を受ける事業は対象となりません。

### ◆ 助成金額

1事業10万円を上限とします。助成金の総額は40万円以内です。

#### 【注意】

事業に要する総経費のうち、助成対象となる経費の金額が各事業の上限を超える場合にも助成される金額は10万円以内となります。

なお、審査の結果、申請額に対して満額が助成されない場合もあります。（例えば、事業の総経費が20万円、申請額が10万円に対して、助成額が8万円となる場合もあります。）

◆ 対象となる団体

主に周南市において市民活動を推進する団体であって、その組織の運営に関する規則（会則等）の定めがあり、継続的に活動を行っているもの及び行う意思があると認められる団体を対象とし、**過去に本助成事業の採択を受けたことのない団体**に限ります。

◆ 対象となる経費

助成対象経費は、助成事業の実施に直接要するものであって、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱別表（下記）に掲げるものとします。

費 目	種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費・通行料金・宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品・助成事業実施のために必要な会議でのお茶代等
原 材 料 費	資材等の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費
書 籍 購 入 費	書籍等の購入費等
筆 耕 翻 訳 費	通訳・翻訳・原稿料等
通 信 運 搬 費	郵送料等、通信運搬に係る経費
委 託 料 及 び 手 数 料	外部業者への委託料及び手数料
保 険 料	助成事業の実施に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、会場設営費用、車両・機械等の賃借料等
備 品 購 入 費	助成事業の実施に必要な備品及び器材の購入費
そ の 他 の 経 費	その他理事長が認める経費

【注意】対象とならない経費は…

- ・ 懇親会費その他直接経費と認められない経費
- ・ 飲食に関わる経費（ただし事業の実施や運営に必要なお茶等の提供は除く）
- ・ 土地、建物、設備などの取得に要する経費

◆ 提出書類

- ① しゅうなん元気活動支援事業助成金交付申請書一式(様式第1号)
- ② 団体の規約や会則、定款
- ③ 団体の活動内容や予算規模がわかるもの(総会資料もしくは事業・収支報告書など)
- ④ その他補足のために必要な資料(A4用紙1～2枚程度に収めること)

◆ 審査及び決定

審査方法は、しゅうなん元気活動支援事業助成金審査委員会による「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」とし、申請件数が一定数を越えた場合は、書類審査による第1次選考を行います。最終的な事業採択の決定は、7月31日までに申請者宛に書面にて通知します。

また、採択に際して必要な条件を付すことがあります。

◆ **プレゼンテーション審査の要領**

- プレゼンテーション（3名以内、持ち時間10分）を申請団体ごとに行います。
- プレゼンテーションの方法は自由です。プロジェクターによる投影をされる場合、事前にご相談ください。
- プレゼンテーション後、事業に関する質疑応答を行います。
- プレゼンテーション審査の開催は、令和6年7月11日(木)18:00~を予定しています。  
開催時間及び当日の順番や会場等の詳細については、申請期間終了後に申請者宛にお知らせします。

◆ **事業変更の手続**

事業採択の決定後、やむを得ない理由により内容や経費の変更を行う場合は、あらかじめ**事業計画の変更承認申請書（様式第3号）**を提出し承認を受ける必要があります。変更の承認に際して必要な条件を付すことがあります。

【注意】

事前承認の必要のない軽微な変更は…

- ・ 目的達成に支障のない事業計画の一部を変更する場合
- ・ 対象となる経費総額の20%以内を変更する場合で、助成金の額に変更が生じない場合

◆ **事業の中止（廃止）の手続**

事業採択の決定後、事業の中止や廃止をしようとする場合は、あらかじめ**事業中止（廃止）届出書（様式第4号）**を提出して届け出る必要があります。

◆ **事業完了後の手続**

事業完了後速やかに、助成事業の**実績報告書（様式第5号）**を提出してください。

書類提出の後、理事長が適当と認める場合は助成金の確定通知を行います。

助成金の交付は、原則として確定通知後に、**事業助成金（概算払）請求書（様式第6号）**を提出してください。

なお、事業を円滑に行うため、やむを得ない理由があると認める場合は、**概算払いで助成金を交付**することがあります。

◆ **交付決定の取り消し及び返還**

付した条件に違反した場合や不適当な執行方法などが認められる場合、交付決定の取り消しや助成金を返還していただくことがあります。

◆ **助成事業の報告**

助成金の交付を受けられた団体は、活動状況について、情報誌への掲載又はイベント時における報告会にご協力していただく場合があります。

◆ 助成事業の PR

助成事業には、「周南市ふるさと振興財団助成事業」と明記してください。

【例】

冊子作成の場合は冊子の表紙等に、イベント・講習会実施の場合は、ちらしや看板等に明記すること

◆ 申請方法

- 申請書は、(公財)周南市ふるさと振興財団へ受け取りに来ていただくか、又は、下記ホームページよりダウンロードしてください。

アドレス [https://furusatoshunan.com/?page\\_id=194](https://furusatoshunan.com/?page_id=194)

- (公財)周南市ふるさと振興財団へ必要書類を提出してください。(FAX・電子メールによる提出、提出書類の返却は原則としてできませんので、あらかじめ御了承ください。)
- 書類の不備がある場合は、申請受付期間中に限り再提出できるものとします。
- 申請受付期間：令和6年5月1日(水)～6月7日(金)※当日消印有効
- 受付時間：土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

◆ スケジュール

令和6年 5月1日(水)～6月7日(金)：申請受付期間

6月中旬：書類審査、選考(第1次選考)

※申請状況により行います。第1次選考を行わない場合、選考結果ではなく、プレゼンテーション審査の案内が送られます。

7月11日(木) 18:00 プレゼンテーション審査

7月26日(金)：最終採否通知発送(予定)

◆ その他

- 実施された助成事業については、団体名、事業内容など公開の対象となります。
- 申請に関しては、(公財)周南市ふるさと振興財団にお気軽にご相談ください。

◆ 問い合わせ先

【公益財団法人周南市ふるさと振興財団】

担当：國兼・田中・西村

TEL：0834-33-7701 FAX：0834-31-3655 E-mail：info@furusatoshunan.com

〒745-0045 周南市徳山港町1番1号